資料２

あま市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例（案）について

１　改正の趣旨

あま市国民健康保険運営協議会の答申に基づき国民健康保険税の税率等の改定について、関係規定を改正するものです。

なお、本条例は、施行期日を踏まえ、２条建てとなっております。

２　改正の内容

【第１条関係】《あま市国民健康保険税条例の一部改正》

〇第３条（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）
第４条（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）
第５条（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額）
第５条の２（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）
第６条（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）
第７条（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）
第７条の２（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額）
第７条の３（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額）
第８条（介護納付金課税被保険者に係る所得割額）
第９条（介護納付金課税被保険者に係る資産割額）
第９条の２（介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額）
第９条の３（介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額）

【国民健康保険税の税率等】

	医療分		後期支援分		介護分	
	現　行	改 定 後	現　行	改 定 後	現　行	改 定 後
所 得 割	4.98%	5.32%	1.82%	1.96%	1.41%	1.58%
資 産 割	18.40%	13.80%	4.00%	3.00%	5.60%	4.20%
均 等 割	25,600 円	25,700 円	7,600 円	8,100 円	9,400 円	9,700 円
平 等 割	19,600 円	19,200 円	6,000 円	6,100 円	5,500 円	5,400 円
特定世帯	9,800 円	9,600 円	3,000 円	3,050 円		
特定継続世帯	14,700 円	14,400 円	4,500 円	4,575 円		

○第２３条（国民健康保険税の減額）

【国民健康保険税の軽減額】

		医療分		後期支援分		介護分	
		現　行	改定後	現　行	改定後	現　行	改定後
７割軽減	均等割	17,920円	17,990円	5,320円	5,670円	6,580円	6,790円
	平等割	13,720円	13,440円	4,200円	4,270円	3,850円	3,780円
	特定世帯	6,860円	6,720円	2,100円	2,135円		
	特定継続世帯	10,290円	10,080円	3,150円	3,203円		
５割軽減	均等割	12,800円	12,850円	3,800円	4,050円	4,700円	4,850円
	平等割	9,800円	9,600円	3,000円	3,050円	2,750円	2,700円
	特定世帯	4,900円	4,800円	1,500円	1,525円		
	特定継続世帯	7,350円	7,200円	2,250円	2,288円		
２割軽減	均等割	5,120円	5,140円	1,520円	1,620円	1,880円	1,940円
	平等割	3,920円	3,840円	1,200円	1,220円	1,100円	1,080円
	特定世帯	1,960円	1,920円	600円	610円		
	特定継続世帯	2,940円	2,880円	900円	915円		

７割軽減・・・前年の合計所得金額が、３３万円以下の世帯

５割軽減・・・前年の合計所得金額が、３３万円＋（２８万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数）以下の世帯

２割軽減・・・前年の合計所得金額が、３３万円＋（５１万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の人数）以下の世帯

特定世帯・・・国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度に移行することによって単身世帯になる場合、保険税の医療分と支援分に係る平等割が５年間は２分の１の減額となります。

特定継続世帯・・・特定世帯として５年を経過した後、平等割が３年間は４分の１の減額となります。

【第２条関係】《あま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（平成３１年あま市条例第２３号）の一部改正》

○附則第２項（適用区分）

適用開始年度の元号を、平成から令和に改めるものです。

３　施行期日等

(1) 第１条の規定による改正

令和２年４月１日から施行し、令和２年度の国民健康保険税から適用します。

(2) 第２条の規定による改正

公布の日